

せい かつ ほ ご あん ない
生活保護のご案内

せい かつ こ ま かた
～生活にお困りの方に～

ま ず は、ご 相 談 ぐ だ さ い。
ま ず は、ご 相 談 ぐ だ さ い。



せい かつ ほ ご
生活保護とは

生活に困っているすべての人々に対して、その困っている状況と程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けをすることを目的とした制度です。

私たちの一生の間には、病気や高齢、事故、その他いろいろな事情で生活が苦しくなるときがあります。そのようなときに必要な援助を行い、再び自分自身の力で生活していけるようお手伝いするのが生活保護制度です。

生活保護を受けるには

保護を受けることは国民の権利ですから、生活に困っているときは一定の要件のもとにだれでも受けることができます。

生活保護は、原則として世帯（一緒に生計を立てて暮らしている方全員）を単位として行います。

世帯のみなさんが、利用できる資産や能力などあらゆるものを活用することが前提です。また、親族等から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先します。

- ① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。
- ② 預貯金、生命保険、土地・家屋、自動車などは、原則として、解約、賃貸、売却をするなどにより活用を図ってください。
※個別の事情によっては、自動車や生命保険等の保有が認められる場合もありますので、相談してください。
- ③ 年金や手当など他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、まず、それらを活用してください。
- ④ 親族などから援助を受けることができるときは、援助を受けてください。
※長期にわたり連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもありますので、事前に相談してください。

そのうえで、世帯全員の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない（不足する）場合に、その不足する額を保護費として支給するしくみとなっています。

最低生活費

世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1ヶ月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当等他の法律などにより支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

そのうち、働いて得た収入については、一定の控除額が認められています。

生活保護費内訳

収入のない世帯

収入のある世帯



保護を受けられます。

保護を受けられません。

保護の種類と内容は

生活保護には、次の8種類の扶助があり、それぞれ生活実態に応じて国が定めた基準の範囲内で支給されます。

食費・被服費・光熱水費など日常生活に必要な費用	生活扶助
家賃、地代など、住まいにかかる費用	住宅扶助
学用品、教材費、学級費など、義務教育に必要な費用	教育扶助
介護保険の給付対象となる介護サービスに必要な費用	介護扶助
保険診療の範囲内で、病気、けがの治療に必要な費用	医療扶助
病院、助産施設での分娩費用	出産扶助
就職のための技能習得費用、高校就学に必要な教材費、通学交通費など	生業扶助
葬祭等に必要な費用（葬祭等を行う前に厚生センターにご相談ください。）	葬祭扶助

その他、一時的な必要に応じて支給する扶助もあります。

保護を受けたときの権利と義務は

権利

- 保護費に税金が課されたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 正当な理由なく、保護費が支給されなくなったり、減らされたりすることはありません。

義務

- 節約に努め、計画的な暮らしを心がけてください。
- 働ける人は能力に応じて働いてください。
- 病気の人は医師の指示を守り、早くその病気を治すように努めてください。
- 保護を受ける権利を他人に譲ること、借金の担保とすることはできません。
- 借金は、しないでください。
- 県厚生センターが行う指導・指示に従ってください。
- 生活や収入の変化など、必要な届け出を行ってください。

保護費の返還について

- 余分に保護費を受け取ったとき、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護費を返還してもらうことがあります。（例：年金がさかのぼって支給されたとき）
- 働いて得た収入があるのに報告しない、虚偽の届け出をする、借金をするなど、不正な手段で保護費を受け取ったときは、すでに支給した保護費を返還してもらいます。さらに、加算金をつけて徴収する場合があります。

また、特に悪質なときは、罰則や刑法などによる処罰を受けることとなります。

生活保護の手続きは

1 事前の相談

生活にお困りの方は、お住まいの県厚生センター又は町村役場にご相談ください。そこで、ご家庭の事情や状況などをお聞きし、生活保護を含めその時点で適切と思われる制度などをご案内します。

なお、病気などでやむを得ず、お越しいただけない場合は、親族の方にお越しいただくか、電話でご連絡いただければ係員がお伺いしてご相談に応じます。また、地域の民生委員もご相談に応じます。

2 保護の申請

生活保護は申請によって行われます。申請をされた方については、保護の決定のために次のような調査を実施します。

- 生活状況などを把握するための家庭訪問等の実地の調査
- 預貯金、保険、不動産などの資産調査
- 扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査



3 保護を受けると

一日も早く自分自身で生活できるようになるための手助けなどを行う地区担当員（ケースワーカー）が、家庭を定期的に訪問して相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。なお、個人の秘密は、固く守ります。